(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 6 月 18 日

佐賀県知事 殿

提出者 医療法人社団如水会 今村病院 住 所 佐賀県鳥栖市轟木町1523-6 氏 名 理事長 今村一郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0942-82-0489

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業	場	Ø,	)	名	称	医療法人社団如水会 今村病院							
事	業	場	の	所	在	地	三賀県鳥栖市轟木町1523-6							
計		画		期		間	令和7年4月1日~令和8年3月31日							
当該	当該事業場において現に行っている事業に関する事項													
	1	事	業	の	種	類	83 医療業							
	2	事	業	の	規	模	47床							
	3	従	業	45.	員	数	89名							
		寺別管					今村病院         「ロ収       環境リサイクル エネルギー(株) (収集運搬委託業者)       (株)イー・アール・シー 高城 (株)大分グランマ         機大島産業 (中間処理委託業者)       (中間処理委託業者)    埋立							

(日本産業規格 A列4番)

特別	特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項							
	(管理体制図)							
	医療廃棄物管理責任者(看護部長)							
	(看護部)(診療技術部)	(診療部)(	健康管	理センタ	一)(事務管理部)	(在宅支持	爰センター)	
特別	管理産業廃棄物の排出	の抑制に	関する	事項				
		【前年度	(令和	6 年度	〕実績】			
		特別管理產	産業廃棄	要物の種類	感染性			
		排	出	量	226.812	t	t	
	①現状	(これま	でに実	施した取締	狙)			
		廃棄物容器設置場所をラウンドし、排出されるものが適正に処理されているか、またそうでない場合は指導を行いました。						
					棄物の減少に努め			
		【目標】						
		特別管理	産業廃棄	乗物の種類				
		排	出	量	200.000	t	t	
	②計画	(今後実	施する	予定の取締	狙)			
		A 24 .1 .244	₹# <b>-</b>	10 0 0 +		· ~ \-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\		
		今後も業務・工程の見直しを実施し、廃棄の減少を図るイントラネット等 による情報を発信し、排出量の認識をさせ、分別の適正化を行い廃棄物の						
		抑制につなげる						
炸用	  管理産業廃棄物の分別	に関する	<b>車</b> 佰					
ינג ניד	E   E   E   E   E   E   E   E   E   E			<del></del>	産業廃棄物の種類	及び分足	川に関する取組)	
					五米/元米·// / /   五米//		17(二大) シン状が山)	
	①現状	感染性廃棄物専用ボックスの設置場所へ分別表を掲示している ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
		(今後分	別する	予定の特別	別管理産業廃棄物	の種類及	ひび分別に関する取組)	
	②計画	<b>=₽</b> ₩ ы =	去此一	田 133		· #4 2 × >= =	i i mi de e e e e e e e e e e e e e e e e e e	
	❷司 四				スへ対象外の廃棄 印徹底を行う	:物か混/	人していないか等の確認	

自ら	自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項						
		【前年度(令和 年度)実績】					
		特別管理産業廃棄物の種類					
		自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量 t					
	①現状	(これまでに実施した取組)					
		【目標】					
		特別管理産業廃棄物の種類					
		自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量 t					
	②計画	(今後実施する予定の取組)					
自ら	L っ行う特別管理産業廃棄	1 5物の中間処理に関する事項					
		【前年度(令和 年度)実績】					
		特別管理産業廃棄物の種類					
		自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量 t t					
	   ①現状	自ら中間処理により減量した  特別管理産業廃棄物の量					
		(これまでに実施した取組)					
		特別管理産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行う					
		特別管理産業廃棄物の量 t t					
	②計画	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量 t					
		(今後実施する予定の取組)					

自ら	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項								
		【前年度(令和 年度)実績】							
		特別管理産業廃棄物の種類							
	①現状	自 ら 埋 立 処 分       を 行 っ た         特別管理産業廃棄物の量       t       t         (これまでに実施した取組)							
		【目標】							
		特別管理産業廃棄物の種類							
	②計画	自ら埋立処分       を行う       特別管理産業廃棄物の量       t							
		(今後実施する予定の取組)							
特別									
		【前年度(令和 6 年度)実績】							
		特別管理産業廃棄物の種類							
		全処理委託量 226.812 t							
		優良認定処理業者への       処 理 委 託 量     t							
		再生利用業者への       処 理 委 託 量     t							
	①現状	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量 t t t							
		認定熱回収業者以外の							
		(これまでに実施した取組)							
		廃棄物容器設置場所をラウンドして仕分けが適正にされているか確認及び 指導を行う							

		【目標】						
		特別管理産業廃棄物の種類						
		全処理委託量	200.00	00 t		t		
		優良認定処理業者への 処理委託量		t		t		
		再生利用業者への 処 理 委 託 量		t		t		
	②計画	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量		t		t		
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	200.00	00 t.		t		
		(今後実施する予定の取組) 廃棄物の分別の適正化を図り、排出量の抑制を心掛ける						
		【前年度(令和 6 年度	〕実績】					
		特別管理産業廃棄 排 出 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物)	量 を除く。)	226. 812 t				
	·情報処理組織の使用 ]する事項	(今後実施する予定の取組) 電子マニフェスト導入済						
*	事務処理欄							

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) ④懶には、当該事業場においく生する特別官埋産業廃業物についくの発生から取終処分か終」するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
  - 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
  - 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
  - 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定
  - 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。) を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する 取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行 規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
  - 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
  - 9 ※欄は記入しないこと。